

—保育問題特集—



あだち 広報

編集/足立区企画部広報課 120 足立区千住一丁目4-18 (882) 1111 第二庁舎 (889) 6161

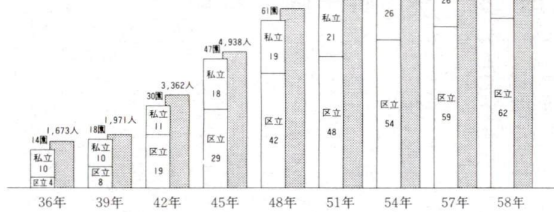
1面
●みんなで考えよう
保育のあり方
2面
●公費負担と利用者負担の現状
区の負担は70%以上



みんなで考えよう
保育のあり方

昨年十二月、特別区児童福祉問題審議会から特別区長会
に対し、保育料改定の答申がありました。東京都部部の保
育事業の運営は、それぞれ調和のとれた保育水準を保つた
り、これまで二十三区の間で相談しながら進めてきたこと
です。今回の保育料の問題も二十三区長会で協議し、答
申どおり改定するとの結論を得ました。本区も、他区と同
様に本年四月から答申どおりの内容(裏面表)で保育料を
改定することになりました。このたびの保育料の改定にあ
たり保育の問題について特集を組み、区民の皆さんと共に考
えたいと思います。

図-1
保育園数と定員の推移
(年度当初)



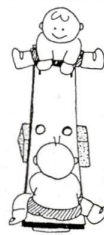
保育料改定は、幼稚園と異なり、すべてのお子
さんが入園できるわけではなく、保
育に欠けるお子さんが入園でき
る施設です。入園にあたっては、区
私立とも福祉事務所に申し込み、区
福祉事務所が家庭の状況をお伺いし
てから入園の可否を決めています。

保育園の役割

保育園は、小学校に入学するまで
の乳幼児(児童)の父母が共に働い
ていたり、母親の病氣などの理由に
より家庭で保育することができない
場合、いわゆる「保育に欠ける」児
童を父母などに代わって保育する児
童福祉施設で、公立(区立)と民間
立(私立)とがあります。

保育園の状況

「児童は心身ともに健やかに生まれ
かつ育成されるように努めなければ
ならない」本区は、この理念のもと
に、保育園の建設と保育内容の充実
を、区政の重要課題の一つとして推進
してきました。



保育園の運営経費

本区では、毎日九千人以上のお子
さんが保育園ですごしています。こ
れら多くのお子さんが毎日安心して
すごすための保育の給料や、健やか
に成長するための保育教材費、給食
費など保育園を運営するための経費
は図-2のように七十億円強となっ
ています。

また、保育園児一人あたり一ヵ月
にかかると費用は園児の年齢によつて
も異なりますが図-3のように非常
に多くの費用がかかっています。
国では、保育園の規模や児童の年
齢別に運営費の基準を定めています。
しかし、この基準は、保育園を運営
していくのに最低限必要とする経費
で、区民の皆さんの要望にそった保
育をする費用としてはどうしても不
十分です。区では、保育内容を充実
するために、保育料を増やしたり、
三歳以上の園児にも給食を行ったり
国の基準を上回る区独自の基準を設
けて運営しています。
この保育内容を充実するために区
が単独で加算した経費(区加算分)
が全体の保育経費の半分以上を超え
ている(図-2)の実情です。

図-4
昭和57年度決算による
園児1人あたりの保育経費(月額平均)

Table showing the breakdown of monthly average childcare costs per child in 1957. It includes national costs, city costs, and district costs, totaling 65,807 yen.

図-1
園児1人あたり1ヵ月の保育には、こ
れだけの費用がかかっております。
(建設関係費用は含まれません。)

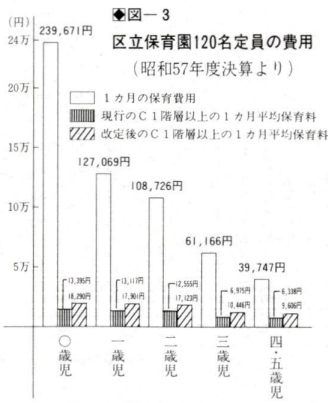
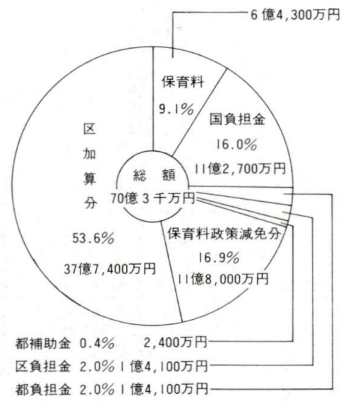


図-2
昭和57年度決算による保育園経費負担状況





公費負担と 利用者負担の現状

区の負担は70%以上

先にも述べましたように、保育園の運営経費は、国の定めた基準による運営費(国基準の運営費)と保充内容を充実するために区が独自の基準を設けて国基準の運営費に上積みしている運営費とがあります。これら運営費のうち、国基準の運

保育料が改定されます

その差額を政策減免分として独自に負担しています。その結果、実際の保育園運営経費の七割強が区の負担として区民の方の税金などからまわっています。保護者負担の割合は実際にかかった保育経費の九・一%になっています。

次に、園児一人あたりの平均保育経費で負担内訳をみますと、四割の負担状況だけについてみると、園児一人に対し一ヵ月一萬七千四百円を保護者負担すべきであるとして、約三分の一の負担となっており、約三分の二の一萬八千五百円は区の負担(区民税など)となっているのが実情です。

保護者負担にかかる区の政策減免分(昭和五十七年度で約十二億円)と保充内容を充実するための区加算分の合計は昭和五十七年度決算で四十九億五千円であり、区財政に大きな負担となっています。

昨年十二月の一保育所の運営経費の負担のあり方と保育料の改定について一保育所の保護者、責任者である区民及び保育園の運営主体である区それぞれの立場を十分に尊重し、総合的に判断して負担のあり方を決める必要があるとします。

そして、①現在の区保育料は昭和五十二年一月以来七年間ずっとおかれており、他都市などに比べてかなり低い水準にあること、②保育園の運営経費は年々増大し、区の財政を圧迫する要因の一つとなっていること、

改定保育料はどのように決められたか

国では、国基準の運営費はすべて保護者負担の対象としていますが、区では、この費用から園長や用務員の給料、園舎の補修費など管理経費と費といわれるものを除き、給食や調理員の給料、保育教材費、給食費など

改定保育料(月額)

階層	条 件	59. 4. 1適用			備 考
		3歳未満児	3歳児	4・5歳児	
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	同一世帯で二名以上入園している場合は年齢の高い児童を第一子とし、それ以外の児童を第二子以降とする。
B	A階層を除き、前年度分住民税非課税世帯	0	0	0	
C 1	前年度分住民税 均等割のみ	1,400	1,000	1,000	
C 2	前年度分住民税 5千円未満	1,800	1,500	1,500	
C 3	前年度分住民税 5千円以上	2,300	2,000	2,000	
D 1	前年分所得税 3千円未満	4,900	4,200	4,200	
D 2	前年分所得税 3千円以上1万6,801円未満	6,100	5,400	5,400	
D 3	前年分所得税 1万6,801円以上3万円未満	6,900	6,900	6,900	
D 4	前年分所得税 3万円以上6万円未満	11,200	8,100	8,100	
D 5	前年分所得税 6万円以上9万円未満	13,900	9,400	9,400	
D 6	前年分所得税 9万円以上12万円未満	15,700	10,600	10,600	
D 7	前年分所得税 12万円以上15万円未満	17,200	11,700	11,700	
D 8	前年分所得税 15万円以上18万円未満	18,600	12,600	12,600	
D 9	前年分所得税 18万円以上21万円未満	20,000	13,500	13,400	
D 10	前年分所得税 21万円以上24万円未満	21,300	14,400	13,400	
D 11	前年分所得税 24万円以上27万円未満	22,600	15,300	13,400	
D 12	前年分所得税 27万円以上30万円未満	23,700	16,000	13,400	
D 13	前年分所得税 30万円以上33万円未満	24,900	16,700	13,400	
D 14	前年分所得税 33万円以上36万円未満	26,000	16,700	13,400	
D 15	前年分所得税 36万円以上39万円未満	27,100	16,700	13,400	
D 16	前年分所得税 39万円以上42万円未満	28,000	16,700	13,400	
D 17	前年分所得税 42万円以上45万円未満	29,100	16,700	13,400	
D 18	前年分所得税 45万円以上60万円未満	31,600	16,700	13,400	
D 19	前年分所得税 60万円以上75万円未満	35,600	16,700	13,400	
D 20	前年分所得税 75万円以上90万円未満	39,100	16,700	13,400	
D 21	前年分所得税 90万円以上	41,800	16,700	13,400	
付加基準	C 1階層に属し、前年度分固定資産税額が4,000円以上である世帯はC 2階層とする。				
	C 2	6,000円		C 3	
	C 3	8,000円		D 1	
	D 1	10,000円		D 2	
第二子以降の保育料は、第一子保育料× (0.5 (C 1～D 12階層に属する世帯) 0.6 (D 13～D 17 ") 0.7 (D 18～D 21 "))とする。					

一人以上の児童が入園している場合

現在は、同一世帯で二人以上保育園に入園している場合の二人目以降の保育料は、ほとんど半額になっています。しかし、保育園は最初述べたように、保育に付ける状態にある方の児童を保育する施設で保護者の所得には関係ありません。本年四月からは、今回の答申では、二人目

今後の保育事業

今回の保育料の改定により保護者の方には負担の増加をお願いするわけですが、年ごとに厳しさを増す区財政の中で児童福祉の理念にそい、今後とも多様化する保育需要に対応していく考えであります。

また、国の負担金の増額など課題の解決にあたっては、二三区共同で国や都に強く働きかけていきたいと思っています。

このような事情ですので、保育問題についても、区民の皆さんのより一層のご理解と協力をお願いいたします。

◎この特集についてのお問い合わせは保険児童部管理課へ。